

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁保発第56号
平成31年3月26日
警察庁生活安全局保安課長

(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

狩猟等のため車両で移動する際における猟銃等の携帯、運搬及び保管に係る留意事項について(通達)

猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を携帯、運搬中に、急病、用便、必需品の購入等のやむを得ない事情等が発生した場合においても、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)に基づき適正な携帯、運搬及び保管を行う義務があることは当然であるが、今般、このような状況下における留意事項を下記のとおり取りまとめたので、猟銃等講習会等の機会を活用して、あるいは個別の状況に応じて指導を行うなど、適切な対応に努められたい。

記

1 急病等のやむを得ない事情が発生し、猟銃等の携帯等が困難となった場合

猟銃等の所持許可を受けた者(以下「所持許可者」という。)が、猟銃等を車両で運搬中に急病になり、当該車両に猟銃等を置いたまま救急車で搬送される場合等、猟銃等を自ら携帯又は運搬することができないことが社会通念上やむを得ないと認められる事情が発生した場合、許可に係る猟銃等を自ら保管しないことについて正当な理由があり、法第10条の4第1項に違反しないことがあるものと解される。

しかしながら、このような場合においても、法の趣旨に鑑み、盗難等を防止するための可能な限りの安全措置を講じる必要がある。

なお、このような事情が発生した場合において、同乗者である共猟者等にあつては、盗難等を防止するための安全措置を十分に講じつつ、速やかに最寄りの警察署に届け出なければならないところ、その間における当該猟銃等の所持は違法性が阻却されるものと解される。

2 許可用途に随伴する必要な行動のために猟銃等を置いたまま車両を離れる場合

狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃の許可用途のために猟銃等を車両で運搬中、食糧等の必需品の購入、用便等当該許可用途に随伴する必要な行動のため車両を離れる場合には、猟銃等を携帯することが原則であるところ、同猟銃等を置いたまま車両を離れざるを得ない事情が発生した場合においては、適法な「運搬」と認められる範囲内で行われ、猟銃等の盗難等の防止のために安全措置が十分に講じられているのであれば、法第10条第1項及び第10条の4第1項に違反しない場合があるものと解される。

この場合において、当該行為が適法な「運搬」の範囲内にあると認められるためには、車両を離れる時間、距離、周囲の状況等に鑑みて、社会通念上是認される最小限度で、なお依然として所持許可者の事実上の支配下にあると評価される態様によって行われる必要がある。

3 猟銃等の保管設備のない宿泊施設等に宿泊する場合について

狩猟等の際に、猟銃等の保管設備のない宿泊施設等に宿泊する場合、所持許可者は、法第10条の4第2項の規定により、内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により保管することが免除されている。

しかしながら、法の趣旨に鑑み、宿泊する居室の施錠等のもとより、

- 猟銃等を施錠したケースに入れ、押入れ等の目立たない場所に毛布等をかぶせて保管すること
- 先台等の重要部品を取り外し、その他の部品とは別に、例えば貴重品を入れるための施錠できる設備等に保管すること

など、宿泊施設等の状況を踏まえつつ、猟銃等の盗難等の防止のための安全措置を十分に講じることが不可欠である。

なお、猟銃等を車両内に置いたまま宿泊施設等に宿泊する行為は、一般的に自らの勢力範囲内にて保持しているとはいえず、適法な「保管」の範囲内にあるとは認められないことから、法第10条の4第1項に違反するものと解される。

4 その他

(1) 個別の事案に応じた適切な対応について

猟銃等を置いたまま車両を離れる事案を把握した場合等には、個別の事案ごとに対応等が異なることを前提としつつ適正に対応すること。

また、特異な事案及び法の適用に疑義が生じる事案を取り扱った際は、当課銃刀危険物係に質疑等を行うこと。

(2) 猟銃等の先台等を取り外し金属性弾丸を発射できない状態にした場合について

猟銃等の先台等の重要部品を外し、金属性弾丸を発射できない状態にした場合であっても、これらの部品を組み立て、容易に発射機能を備えた状態に復元できる場合は銃砲に該当し、自ら保管する義務は免除されないことに注意すること。

(3) 実包等について

実包等の運搬及び貯蔵については、別途火薬類取締法及び火薬類の運搬に関する内閣府令等に規定があるので、適切な運搬等について指導すること。

なお、実包等を猟銃等とともに車両に置いたまま当該車両を離れることの危険性に鑑み、実包等は携帯するなどの安全措置を十分に講じるよう指導すること。